

2023年度 NO. 4 2023.11.30

目次

1. 大阪市のユニークな紙・布回収制度

大阪市が2014年から始めているコミュニティ回収が成果を上げているという。住民団体が自主的にコミュニティ回収を始めると行政回収をやめることができ、市は回収費の節約になり、団体は活動資金が増える。人間関係が希薄になりつつある都会で、このようなwin-winの関係が築けていて、住民の活動が活発になっているというのだから驚きだ。

2. 神崎川の河川敷で不法投棄を発見した

昨年は雨で吹田市内での「神崎川プラごみゼロアクション」が開催できなかったのだが、今年は11月23日に開催できた。下見の段階で不法投棄が見つかり、日を追うごとに処分されたもの、残っているものなどがあり、不法投棄について深く知りたくなった。関係部署に聞いたことを報告する。なおイベントの詳細は次号に詳しく掲載する予定です。

3. 枚方市のごみ焼却炉選定の顛末（その2）

枚方市で清掃工場のプラント更新工事の続編をお届けする。お役所のすることは常に明朗快活ではないのだろうか。暗い部分はどの世界にもあるものなのだろうか？

4. 加藤さんのコラム あの世界に行くまで

同窓会に出席すると、懐かしい思いと共に老いを実感することがある。年を取るといろいろなことがある。日本では65歳以上の人の7人に1人が認知症だという。片や老いを物ともせず、身体を鍛えて若々しい人もいる。77歳を迎えた加藤さんが同窓生の姿を見て感じたことを紹介する。

大阪市のユニークな紙・布回収制度

はじめに

通例、紙類・布類のリサイクルは地域住民で組織する団体が自主的に回収し、行政は奨励金を出す支援をする手法が主流である。しかし、この資源集団回収をできる地域団体が少なくなっているため、行政が紙類・布類を回収するところが増えている。大阪市もこの行政回収を実施しているが、地域住民がリサイクルにより関心を持ってもらうべく、2014年11月からコミュニティ回収を始めている。小学校区単位の地域活動協議会や連合振興町会が、コミュニティ回収を始めると、大阪市はその地区の行政回収を止めるところが極めてユニークなので紹介したい。

1. コミュニティ回収とは

大阪市のHPには「コミュニティ回収等の実施等に関する要綱」が載っている。ポイントは以下の5項である。

- ① 市が認定した地域活動協議会が実施責任者となる。構成団体は連合振興町会、社会福祉協議会、婦人会、子供会、PTA、青少年指導員等である。
- ② 回収品目は新聞、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙（雑紙）、衣類の6品目である。
- ③ 奨励金は、資源集団回収より多い。コミュニティ回収は週1、6品目全てであるのに対し、資源集団回収は月1、6品目すべてでないことに因るからと思われる。
 - イ、 収集量15トンまでの収集量に対して3.8円/kg VS. 1.5円/kg。
 - ロ、 15トンを超え30トンまでは4.3円/kg VS. 2円/kg。
 - ハ、 30トンを超は4.8円/kg VS. 3円/kg。
 - ニ、 上限額は100万円 VS. 70万円。
 - ホ、
- ④ 回収業者との契約は、地域団体とし、大阪市は回収業者一覧を示すことにしている。ただし、抜き取りをする業者に対しては、住民と協力して防止策を講じ、証拠を見つけると過料するようにして、現在も監視・指導を続けている。
- ⑤ 回収業者にも6円/kgあたりの奨励金を出すようにしているが、相場に応じて金額を調整するようにしている。

2. 参加団体と回収量

これもHPに「コミュニティ回収実施地域と契約再生資源回収業者一覧」として掲載されており区別に実績が載っている。

全体としては328校区の内、124団体が参加しており、参加率は約4割となっている。1位は天王寺区で9小学校区全部が参加、2位北区14/19、3位生野区16/19と続き、此花区・中央区・西淀川区の3区は参加団体0となっている。私は地域とのつながりが薄い都心の区の参加は少ないと思っていたが、北区は2位だが、中央区は0団体で、結局地域住民の意識がポイントにな

っているようである。

年間回収量は、2022年度で集団資源回収が2559団体で2.2万トンであるのに対し、コミュニティ回収は115団体で1.5万トンと、以外にも前者の方が多い。

3. 課題は回収業者に

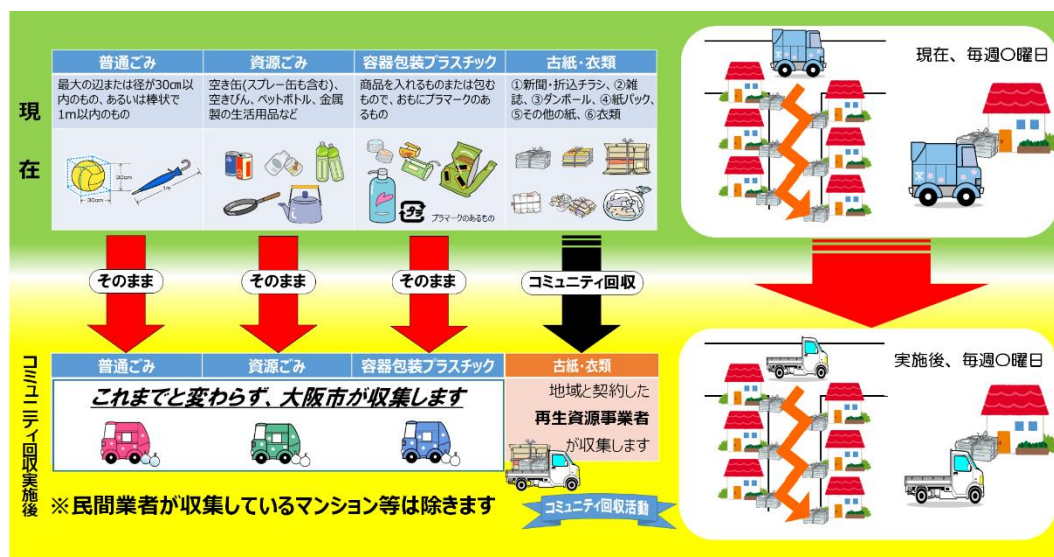
私は環境局を訪問するまでは、人のつながりが希薄になり、大阪市民であることを意識しない人が増えている住民側に問題があり、全区ででき難いのでは？と思っていたが、現実はそのでなく、住民側の事実上の窓口になっている振興町会関係者は乗り気であるところが多いとのことである。それは奨励金収入が数十万円で、上限の百万円になる団体が10団体程度もあることによるのだと思う。

課題は回収業者側にあり、週1回各戸収集することになるので、1日5回程度地域を回り、採算ベースになる2～3t回収してくれる運転手が見つかりがなくなっているからのようである。

4. コミュニティ回収の意義

地域コミュニティの崩壊問題が指摘されるようになって久しいが、関わる人を増やすことは言うは易し・・・なので、巧くいっているところは少ない。参加団体が4割ということは約百万人の大都市の住民が自主的に参加する回収システムが出来上がっていることを意味する。全域で行政回収が無くなっている天王寺区（人口8万人）の回収量は1200トンであり、トン当たりの行政回収費は約7.5万円だから、9千万円節約でき、参加団体には6百万円の収入があることになる。これは自治会活動等に充当されるからコミュニティ活性化基金になる！現実には地域活動協議会は毎月開かれ、地域の祭りの進め方等について、議論を深めていると言う。私は自主的な市民活動参加者は大都市より衛星都市に多いことから、大都市にはNPO団体が育ちにくいのでは？と思っていたが、そうではなく、大都市では行政との繋がりがより強い関係になっているため、地域活動協議会、社会福祉協議会などでの活動がより活発になっていることを知った。

これらの成果を見るとコミュニティ回収制度は、文字通りコミュニティ活動を活性化できる優れた手法であると思う。



コミュニティ回収 イメージ図 大阪市HPより

森住 明弘記

神崎川の河川敷で不法投棄を発見した

河川敷を下見

神崎川の河川敷では不法投棄のごみが見られることがあります。これらの写真（1～3）はいずれも 11 月 23 日に開催した『神崎川プラごみゼロアクション（「アジェンダ 21 すいた」と「すいた市民環境会議」の共催）』の下見（10 月 12 日）の時に発見したものです。場所は江坂から中之島公園付近までの河川敷です。



写真1 ヘリウムガスポンペ



写真2 コタツ一式



写真3 液晶テレビ

筆者はアジェンダ 21 すいた資源部会のメンバーでもあります。この催しの報告は改めて次号に掲載することにして、今号では不法投棄についてわかったことを報告します。

12 日には例年、吹田市公園みどり室が 10 月ごろに行う除草剪定作業が終わっていて、植え込みも草地もきれいになっていました。この日に見つけたものはガスポンペとコタツ一式、液晶テレビです。10 月 27 日に神崎川畔企業連絡会がクリーン作戦を実施した時も河川敷にあり、その際にガスポンペとコタツ一式を吹田市事業課が収集。液晶テレビは道路室維持管理課が連絡を受けて把握していたが、何日か経つと現場からなくなっていたそうです。誰が持ち去ったのかわからないということです。

ヘリウムガスポンペ（有害危険ごみ）は風船をふくらませる為、業者が持ち込んだものかと思ったのですが、おもちゃ屋で一般市民が簡単に手に入れることができるそうです。コタツ一式は大型ごみとして処分されました。

廃棄物処理法によると

不法投棄とは、廃棄物をみだりに捨てることをいい、5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金、または懲役刑と罰金刑が併科されます（廃棄物処理法 25 条 1 項 14 号、16 条）。

もし私有地へ不法投棄された場合は、廃棄物処理法第 5 条にて「土地または建物の占有者は、占有または管理する土地・建物の清潔を保つように努めなければならない」と定められているため、基本的には私有地に不法投棄されたごみは、不法投棄したものを特定できない場合、土地の所有者が処分しなければなりません。

11 月 17 日にも下見を行いました。広芝町のマンション敷地内で写真 4 のような洗濯機を見つけました。事業課にきいたところ、マンシ



写真4 洗濯機



写真5 ヘルスメーター

ヨンの集積場など私有地に置かれた不法投棄物は、有料で管理組合が責任をもって処理することになり、事業課では手を下すことができないそうです。よそから持ち込まれないように、マンションなどでは防止策を講じる必要があるとのこと。すなわち、看板を立てたり、貼り紙をしたり、監視カメラを設置するなどです。

河川敷では、ヘルスメーター、ペンキの缶にセメント？のような物で固めたもの（かなり重い）、自転車のフレーム2台などを見つけました。

これらは11月23日のイベント当日もその場にあった為、事業課に処分を依頼しました（普段は河川敷の不法投棄は維持補修グループが行うのですが、ごみ拾いイベントということで、河川敷から道路に上げて取りに来てもらいました）。



写真6 ペンキの缶にセメント？



写真7 自転車のフレーム



写真8 自転車のフレーム

吹田市内の不法投棄について

事業課が把握している不法投棄というのは、家庭ごみの集積場に置かれたごみのことで、2021年で5件、530 kg。2020年で13件、460 kgあり、同じ場所で繰り返し不法投棄されている例はないとのこと。

市内の公園の不法投棄は公園みどり室が管理していて、最近は大型のものや多量のものはありませんが、吸い殻やごみ等を取りに来てほしいという問い合わせはあるそうです。公園には防犯目的で監視カメラを置いていところが多くなり、効果があるのではないかとということです。

市内の道路には市道、府道、国道、私道があり、市道（全長 500 km）について道路課で聞きました。不法投棄は年間約 100 件、これは1日あたりにすると約3件になります。2021年 98 件、2022年度 86 件（家電を含むもの 26 件、家電リサイクル対象のもの 17 件）。これは事業課が把握している件数より多くあります。家電リサイクル対象のものが出されているのでリサイクル料金が発生します。市内は市街化区域であり、人の目があるため、大量に捨てるのは困難なようです。また、神崎川河川敷（吹田市域）は道路課が管理しており、河川パトロールは年1回、歩いて行い、河川敷の不法投棄は維持補修グループが行います。

『神崎川プラごみゼロアクション』の不法投棄について

11月23日に行ったこのイベントでは、そのほかにも不法投棄のごみが見つかりました。分析も含めて、次号で詳しく報告します。

（水川 晶子記）

枚方市のごみ焼却炉選定の顛末（その2）

川島和義

前回は、ごみ焼却炉の形式選定についての「直訴状？」を秘書課に預けたところまで書いた。通常は、秘書課の職員が封を開けて処理するから、そうならないようにその手紙は「市長親展」とした。

手紙の要旨は、「担当者間での検討結果で優劣が明白になっている2方式が『いろんな政治的状況がある』という理由で『どちらでも良い』とされている。これは、市民に整合性のある説明ができないもので、職員の働く意欲も失われている…。」として、適切な対処を求めたものだ。

文章の最後は、脅迫状じみているが、「このままで進んで『流動床炉』に落札ということになれば、私個人としても一定の決断をしなければならないでしょう。住民に必要な情報は正しく提供されねばなりません。又、職員が気持ち良く仕事ができるようにしたいものです。」と結んだ。

<住民団体が動く>

どうなるかの不安もあったので、下水道問題などで付き合いのあった森住さんに状況を話す（内部情報を漏らす）と、住民団体の連名で緊急質問状が6月3日付けで出された。

市長宛の文書だが、市長が全て対応するわけではない。市職員は全て市長の代わりに仕事をしていることになっているから、市役所で受け付けた文書は担当課に振り分けられ、担当課で対応するのが普通だ。

というわけで、その回答は（忘れていたが、記録を見ると）私が、「市民の方々の関心の高さは、まことに貴重…貴殿らの御意見については、十分に尊重し…、できるだけ不安を残さないように機種選定を行うということは、お約束しておきます。」と書いたようだ。もちろん、この文書は決裁を得ているが、どの役職者まで回ったのかは覚えていないし、記録も持っていない。

その後、森住さんは、6月5日に町田市と高座施設組合の石川島播磨重工の流動床炉を調査に行かれ、10日付けの報告書を市会議員のMに提出されている。私たち職員は、文献資料の情報しか得ていないので、現場を見られた報告はありがたい。

<流動床炉が除外された>

ところで、施工業者の決定は、地方自治法では一般競争入札を原則としているが、施工可能な業者の数も限られているような場合には、あらかじめ受注可能な入札参加業者を選んで指名競争入札を行うことが普通になっている。また、「見積合せ」という手法も認められている。

「見積合せ」では、最低見積額を提示した業者よりも技術的に優れていると思われる業者を選ぶことが可能である。見積後に技術的に優れた業者に最低見積額以下で施工できるかを打診し、可能なら当該業者と最低見積額以下で契約するのが一般的だ。この契約は、随意契約に分類される。

業者の技術力差を心配した枚方市は、「見積合せ」を採用することにした。

いずれにしても指名業者を選ぶのだが、選定は工事担当課ではなく契約担当課が行うことになっている。業者と工事担当課との癒着を防止するためである。

業者選定の手順は、まず指名業者に市の仕様書を示し（現場説明）見積設計を提出させ、設計についてのヒアリングを行い、設計性能を同一レベルに揃える。その後、同一レベルの設計に基づく見積を提出させるというものだ。

最初5月に契約課が選んだ業者は、日立造船（株）、三菱重工業（株）大阪支社、久保田鉄工（株）、（株）タクマ、日本鋼管（株）大阪営業所、川崎重工業（株）大阪支社、石川島播磨重工業（株）、（株）荏原製作所大阪支社の8社だった。最後の2社は、流動床炉のメーカー、他はストーカ炉のメーカーだった。まずは、予定価格を決めるための参考見積りを取ることになる。

5月21日に現場説明を行ったが、29日に日本鋼管（株）が辞退し、6月18日と19日に見積設計を提出した7社に個別にヒアリングを行った。その結果、流動床炉メーカーの石川島播磨重工業（株）、（株）荏原製作所の2社は枚方市の仕様にならなくなった。排ガス中の窒素酸化物濃度が仕様書で求めた性能を保証できなかったためと記憶している。燃焼の特性から空気中の窒素の反応が多くなることが予想されていたが、メーカー自身が認めた形になり、ひとまず安心だった。

騒ぐことはなかったように見えるが、この後に新たな問題が発生する。こちらの方が、本当の狙いだったのかも知れない。この件でも市民が注目していたことが幸いする。

＜「おかしい決定」とその撤回＞

6月20日に本指名業者を5社にすることと、5社から事前に出されていた参考見積の平均額6,150,000千円を予定価格にすることを契約担当が決め、翌6月21日に各社から見積図書を提出させた。予定価格は、談合等に職員が関与しないよう市役所内の工事担当者にも知らされない

見積りの結果は、T社4,350,000千円、H社4,735,000千円、Ku社5,150,000千円、Ka社5,490,000千円、M社5,270,000千円だった。

いくつかの清掃工場を下見していた職員の間では、Ku社には不安があった。見学したKu社施工の清掃工場では配管をまたいだりくぐったりしなければならない設計になっており、配管のパイプには頭をぶつけたような窪みがあったりして、とても上手い施工だとは言えなかったのである。

入札の結果、T社が最低価格を提示したので、担当職場のみんなは安心して帰宅した。ところが、翌朝に出勤すると「3番目の価格を提示したKu社に決まった」と聞かされて驚いた。理由を尋ねると「2社は価格が低額過ぎて施工に不安があるから」と言うのである。

ダンピングを防止するために「最低制限価格」を設け、その価格以下を提示した業者を除外するという制度もあるが、この時には「最低制限価格」は設けられていなかった。担当職場には事前に何の相談もなく寝耳に水で、当然にもみんな不服であった。

市民のために良い清掃工場を造ろうとの職場の仲間の思いが踏みにじられるのは許せないと思い、森住さんに状況を知らせた。情報漏洩になるのではないかと不安も少しはあったが、「秘密」にするべきものではないし、先のごみ焼却方式の件で私の「情報提供の姿勢」と「決意」を市長に伝えていたので、事前に警告してあることであるとも思い、咎められることはないと考えた。

情報が出たので、6月24日には弁護士2名と下水道問題研究会（代表・森住明弘）の名前で緊急質問状が出された。住民団体はビラを出したり集会を開いたり大活躍だった。報道関係も騒ぎ出した。

高額な行政の契約は、仮契約後に議会承認を得て本契約になるのだが、このような状況ではもちろん市議会でも承認されず、市は8月28日にKu社に対して、仮契約の解除を申し出た。9月には議会に百条委員会（調査特別委員会）が設置され、職場は半年間、仕事が停まった状態になった。

＜「おかしい決定」の舞台裏＞

1986年の3月に百条委員会の調査報告書が出されている。これによると、本指名の業者を決める前日の6月19日に「異例の会議」をI助役が招集している。会議は「今回のプラントについては非常に安い価格で競争してくるというニュースが入っている。現場からは安かろう悪かろうでは困るということも聞くのでどうしたものか」ということで始まり、契約担当から最低制限価格を設けることはできないとの話があったが、底値のようなものが必要であるとの認識が支配的だった、とされている。

業者選定の前に安い価格競争になるとの情報がどこから入ったのか疑問だし、価格競争は安い価格を競い合うもので、I助役は当たり前のことしか言っていない。現場の話も、私は聞いたことがない。

有力議員の意向だとの噂もあったが、真相は不明だ。（続く）

この間、高校の同窓会があった。77 歳古希の記念です。

閉会后、友人が「自分のカバンがない」と言う。周りにいた人が探し始めた。私はクロスで見えないテーブルの下を探した。皆、思い思いに探した。しかし、出てこない。

最後に見つかった。それはその友人が出口で、自分のカバンを持っている人を見つけたからだ。カバンの中から友人の一眼レフが出て来て、本人のものであることが分かった。持っていた人のカバンは、服を掛けるハンガーにあった。

他人のカバンを持っていた人は、私も知っている人で、数年前にご伴侶を亡くされ、以来、ずっと元気を無くしている人だった。少し認知症が出ているのかも知れない。

かく言う、私もすこしずつ呆けてきている。数年前に JR 新今宮あたりから此花区までの、短い距離を自転車で走った時のことだ。夕闇のなかを走っていたが、途中、どこを走っているか分からなくなってしまった。別世界に入り込んだような気持ちになった。迷ったらしいと気づき、分かる道までもがいて脱出するのに、苦労したことがある。

認知症の人がどう世界を見ているか、NHK の特別番組を見させてもらったが、同じような体験だった。

認知症の人は日本で、65 歳以上の 7 人に一人がなっているという。認知症の人たちの尊厳を守るために、今年 6 月に認知症基本法が成立したという。

また、別の同窓生は目がかなり見えなくなって苦しみを訴えていた。私も近視が進み、かなり近くまで近づかないと、はっきりと見えない。他人事ではなく、同類です。

別の同窓生は酩酊して、3 時間ほど会場外のソファで「お休み」になり、起きても「ここはどこか」と夢の世界をさまよっていた。

これらすべて老化現象だ、と思いがやすいですが、思い直さないと元気がなくなってしまう。たしかに 7 人に一人が認知症とすると、7 人に 6 人は認知症ではなく、平常運転をしていることになる。圧倒的多数はそうではない。

私の義兄は今年 86 歳になったが、週の 2 回はテニスを数時間しているという。県の大会で入賞しているともいう。腕を触らせもらったが、太い。私の知人の漫画家の方は、今年 90 歳になったが、卓球をしている。中高年のグループの最高年齢者で、しかも一番強いという。私と歩いていても、ひょいひょいと飛んでいく。「90 歳の高齢者が卓球台で左右前後に動き回っている」姿は、「高齢者」というイメージから遠いです。

私は密かな野心を抱いている。それは 20 代の若い人と腕立て伏せの競争をして勝つこと。40 代の時に無理をして、筋肉断裂の憂き目を見たことがある。二度も失敗した。しかし夢を捨てきれず、80 代で果たしたい（笑い）と真剣に思っている。筋肉の衰えとか、それらは運動不足からくるものだ、ということを知りたい。これは遊びですが、愉快的な夢を果たしたい。もっと大きな夢だったら何かに実るのに。残念な方です。ではまた次回